

別表

[区分・助成対象事業・助成上限額・助成率等]

以下の事業でMICE施設の機能強化につながる設備の導入経費等

区分	助成対象事業	助成上限額	助成率
区分1	1. 情報通信機能の強化に向けた事業 ^{※1} (1) 無線LANの設置 ^{※2} (2) デジタルサイネージの設置	3,000万円 1施設あたり	1/2
	2. 映像機能の強化に向けた事業 ^{※1} (1) 高解像度プロジェクター(4K以上)の設置 (2) 大型スクリーン(固定式のみ)の設置		
	3. 会場設備機能の強化に向けた事業 ^{※1} (1) 同時通訳システムの設置 (2) 外国人の体形に対応したMICE用の机及び椅子の導入 ^{※3}		
	4. 多言語対応機能の強化に向けた事業 (1) MICE用ウェブサイトの多言語化 ^{※4} (2) MICE用パンフレットの多言語化 ^{※4} (3) 助成対象となるMICE施設内の案内表示等の多言語化 ^{※1、※5}		
	5. セキュリティ機能の強化に向けた事業 ^{※1} (1) 高性能防犯カメラの設置 (2) 入退室管理システム(アクセスコントロール)の設置		
	6. その他、MICEの受入れに必要な機能強化として 理事長が承認したもの		
区分2	7. オンライン会議整備機能の強化に向けた事業 ^{※1、※2、※6} オンライン会議等開催に必要な機材、ネットワーク回線の整備等	3,000万円 1施設あたり	1/2
区分3	8. 先端テクノロジー機能の強化に向けた事業 ^{※1、※6} 先端テクノロジーに関する設備(5Gの導入 ^{※2} 、顔認証システム、案内・誘導ロボット、配膳ロボット等)の導入経費等	3,000万円 1施設あたり	3/4
	9. 環境配慮機能の強化に向けた事業 ^{※7} サステナビリティに関する国際認証資格取得・更新経費 (例:グリーンキー、サクラクオリティ An ESG Practice 認証、GSTC、ISO14001・20121、LEED等)		10/10
	10. 環境配慮機能の強化に向けた事業 ^{※1※8※9} サステナビリティに関する国際認証資格取得に向けた設備導入経費等 (例:LED照明、ウォーターサーバー、窓用透明太陽光発電パネル等)		2/3

※ 過去に助成を受けた施設については、その助成額を含めて各区分で上記上限額の範囲内とする。

※ 機器/備品等の設備導入機材は施設に設置することを要件とする。

[助成対象経費]

- ・ 機器/備品等の設備導入費(1件10万円以上)
- ・ 設置工事費(機器の新設に伴い影響を受ける既設機器の移設に係る経費を含む。)
- ・ 機器の設置に伴う改修費
- ・ 運送費

- ・制作費
- ・印刷製本費
- ・翻訳費（助成対象事業4のみ）
- ・国際認証取得経費 等

※ 寄付金、広告収入がある場合は助成対象経費から控除する。

[助成対象外経費]

(1) 人件費（法定福利費、労務費、作業費、調整費、手配費、管理費、設定費、トレーニング費等）
(2) 消耗品（10万円未満のもの）、設計関係図面、完成図面、機材撤去費、産業廃棄物処理費に要する経費
(3) リース、レンタル、保守、延長保証料に係る経費
(4) 料金表のないシステム構築費・ソフトウェア導入費・ネットワーク構築に係る経費
(5) 国際認証取得にかかる経費の内、申請業務代行料、資料の翻訳料、コンサルタント業務料、コミュニケーション業務代行料、会員登録費、審査員の渡航費・滞在費等
(6) 資料収集業務、調査業務、会議費、事務的経費、商品券等の金券類購入費
(7) 見積書及び価格の妥当性を証明できる書類（料金表、カタログ及びパンフレット等価格の記載がある書類）、契約書（注文書・注文請書）、仕様書、納品書、検収書、完了届、請求書、振込控、領収書等の帳票類が不備の経費
(8) 間接経費（助成金交付申請等の手続に係る申請書作成代行費、各種証明書取得経費、消費税その他の租税公課、収入印紙代、交通費、通信費、施設設備の維持管理費、水道光熱費、振込手数料等）
(9) 一般的な市場価格又は事業規模に対して著しく高額な経費
(10) 本事業の支援対象案件として交付決定を受ける前の経費
(11) 他の助成金等の助成制度の対象となった経費
(12) 交付申請時に記載されていない経費
(13) 通常業務・取引と混合して支払いが行われており、助成対象経費の支払いが区分できない経費
(14) 他の取引と相殺して支払いが行われている経費
(15) 親会社、子会社、グループ企業等関連会社（自社と資本関係のある会社、役員及び社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）との取引
(16) 公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費（宗教活動を目的とした経費、政治活動を目的とした経費等）

- ※1 設備等の導入は、MICEに利用する会議室、展示場、ホール、ホテルの宴会場及び宴会場等と併せて利用するホワイエで使用する設備を対象とする。
- ※2 無線LAN、オンライン会議整備におけるネットワーク回線、5Gの導入は、参加者が高速かつ安定した環境で同時接続でき、セキュリティ対策が確保されていることを必要とする。
- ※3 机は高さ72cm以上、椅子は座面の高さ44cm以上のものとする。
- ※4 ウェブサイト及びパンフレットは、MICEやbusiness eventsと明確に記載してある等、MICE向けと証明できるものに限る。
- ※5 MICEに使用する会場等を案内する表示に限る。

- ※6 対象施設内での使用を前提として、可動式（ポータブル）のものも可とする。ただし、本助成要綱の目的の範囲内において、施設内での備品管理の徹底（台帳への登録等）を条件とする。
- ※7 更新経費は申請した年度の予算がある場合に、取得から最大3年間を対象とする。
- ※8 設備等の導入経費の申請は10の国際認証を取得するために必要で、かつ10の申請と同時に行うことを条件とする。
- ※9 原則として、認証取得ができなかった場合は助成対象外とする。